

人事・労務に役立つ

事務所通信



発行：ノータス経営労務事務所

〒071-8131 北海道旭川市末広1条5丁目1-6

TEL:0166-76-4011 FAX:0166-30-1325

平成30年から配偶者控除・配偶者特別控除の制度が変わります

昨年度の税制改正では**配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し**が行われました。この改正は平成30年分以降の所得税から適用されます。制度変更について簡単にまとめましたので、参考にしてください。

■ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないことと**されました。(改正前：給与所得者の合計所得金額の制限なし)
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、**対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下**とされました。(改正前：38万円超78万円未満)

<改正後の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額【国税庁資料】>

	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)	給与所得者の合計所得金額			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

この改正により、平成30年1月以降は、(配偶者の収入が給与所得のみの場合) **103万円の壁**がなくなり、**給与所得が150万円までなら38万円の満額控除**(給与所得者の合計所得金額が900万円以下の場合)が受けられるようになりました。税金における103万円の壁は150万円になりましたが、社会保険における**130万円の壁**はありますのでご注意ください。

■ 扶養親族等の数の算定方法の変更

配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、**扶養親族等の数に1人を加えて計算**することとされました。また、**同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算**することとされました。

※「源泉控除対象配偶者」とは、居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る）の配偶者でその生計を一にするもののうち、**合計所得金額が85万円以下である者**をいいます。また、「**同一生計配偶者**」とは、居住者と生計を一にする配偶者で、**合計所得金額が38万円以下である者**をいいます。

＜配偶者控除に係る扶養親族等の数の算定方法の表〔国税庁資料〕＞

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
(給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	配偶者の合計所得金額 38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	配偶者が障害者に該当する場合は1人加算				
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

■ 各種申告書等の様式変更

平成30年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に変更され、年末調整において**配偶者控除または配偶者特別控除の適用**を受けようとする給与所得者は、年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出することになります。また、ほかの申請書等についても改定が行われています。

改正前	改正後
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 ・記載事項の変更等 ★その年の最初の給与等支払日の前日まで
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 ・記載事項の変更等 ★その年の最初の給与等支払日の前日まで
従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書 ・記載事項の変更等 ★その年の最初の給与等支払日の前日まで
給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書 ・配偶者特別控除申告書との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時まで
	給与所得者の配偶者控除等申告書 ・給与所得者の配偶者控除等申告書への改定 ・保険料控除申告書との兼用様式を廃止 ★その年の年末調整の時まで
給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿 ・記載事項の変更等 ※給与等の支払者が作成

あしがき

新年あけましておめでとうございます。年末年始いかがお過ごしだったでしょうか。

私はかなり本気で年末の大掃除をしたおかげか、年が明けてからも毎日掃除をするようになりました。

1月は新しい習慣作りに良い時期だと思いますので、この調子で良い習慣を増やしていきたいと思います。